（削る）

b　溶出規格

①　蒸発残留物

30μg／mL以下。ただし、ヘプタンを食品擬似溶媒とする場合にあっては、240μg／mL以下。

②　過マンガン酸カリウム消費量

10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

6．ポリ塩化ビニリデンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリ塩化ビニリデンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。

a　材質規格

①　バリウム

100μg／g以下

ンゼン試液を加えて20mLとする。この溶液2.0mLをそれぞれ20mLのセプタムキャップ付きのガラス瓶に入れ、直ちに密封したものを標準溶液とする。次いで、密封したガラス瓶を140℃に保ちながら時々振り混ぜて１時間加熱する。その後、それぞれの気相１mLを用いて次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムからスチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各ピーク面積とトリメチルベンゼンのピーク面積との比を求め、それぞれの検量線を作成する。

操作条件

カラム　内径0.25㎜、長さ30ｍのケイ酸ガラス製細管に、ポリエチレングリコールを0.5μmの厚さでコーティングしたものを用いる。

カラム温度　60℃で１分間保持した後、毎分６℃で昇温して150℃とし、更に毎分30℃で昇温して180℃とする。

試験溶液注入口温度　220℃

検出器　水素炎イオン化検出器を用いる。220℃付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるように調節する。

キャリヤーガス　窒素又はヘリウムを用いる。トリメチルベンゼンが約９分で流出する流速に調節する。

ロ　試験

試験溶液を用いてイの場合と同様の操作条件によりガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムから各ピーク面積とトリメチルベンゼンのピーク面積との比を求める。それぞれの検量線を用いてスチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各濃度を求め、次式により各成分の含量を求める。

$$\text{含量（μg／g）}=\frac{\text{試験溶液の濃度（μg／mL）}\times 2\ \text{（mL）}}{\text{試料の重量（g）}}$$

b　溶出試験

①　蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。ただし、ヘプタンを浸出用液とする場合にあっては、240μg／mL以下でなければならない。

（新設）

6．ポリ塩化ビニリデンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

ポリ塩化ビニリデンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

a　材質試験

①　バリウム

試料0.5ｇを白金製、石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に量り、直火上約300℃で徐々に炭化した後、約450℃で加熱して灰化する。この残留物に0.1mol／Ｌ硝酸50mLを加えて溶解する。これを試験溶液として原子吸光光度法、誘導結合プ